

博士論文要旨および審査報告

学位請求論文

江連 崇 「明治日本における「更生」思想
——監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐる——」

I 論文要旨

罪を犯した(元)被収容者の「更生」とはいったい何なのか、何を目的としているのか、何をもち「更生した」といえるのか、これについての議論の歴史的展開を明らかにすることが、本研究の目的である。

序章では、「犯罪白書」や「更生保護法」において罪を犯した人に対してどのような処遇を求めているのか、またそれらの「問題点」について言及し、また、これまでの「更生」に関わる先行研究のレビューを行い、本研究の意義と目的について述べた。

第1章「近代日本における『危険分子』の『再社会化』」では、近代日本においてなぜ「更生」に国家が力を注いだのか。その背景にある「近代国家の成立」へ向けた欧米を意識した国家の在り方について検討した。具体的には明治中期の北海道集治監の実態と、そこに収容されていた囚人がどのように開拓に「活用」されていたのか、市町村史などから言及した。また監獄則の理念とその実態を比較検討し、明治期における行刑制度が意味するものとは何なのかを明らかにすることを目的とした。結果としては、監獄則設立に関わった小原重哉など一部の法律関係者と金子堅太郎や山縣有朋では監獄や囚人に対する考え方に相違があったことが明らかとなった。「法制度の近代化」と「北海道における囚人による開発」は近代国家成立のために必要なものであったが、囚人に対する考えは対極に位置するものとなっており、この2つの「近代化へ向けた歩み」が北海道集治監には表れていた。

第2章「社会事業家の『更生』思想」では、監獄改良運動や感化実践を展開していく慈善事業家、社会事業家と呼ばれる人物たちを取り上げ、彼らの「更生」思想について分析した。取り上げた人物は原胤昭、金原明善、留岡幸助の3名である。原胤昭は、自身の入獄経験や教誨師としての実践などから出獄人保護に尽力した人物であり、留岡幸助も北海道集治監教誨師時代の経験から幼少期の教育の重要性を感じ、家庭学校を設立するなど感化教育を展開していく。実業家であった金原明善は、静岡県出獄人保護会社を設立するなど更生保護の先駆者として知られる。原、金原、留岡の3名の「更生」思想に共

通する点として以下の2点を挙げる事が可能である。

1つめは、「更生」を個人のみで成し遂げることはせず、その環境面への調整を意識していたこと。2つめは、国家や社会の為の「更生」であったことである。前者については、個人と環境面への調整機能を感化教育や出獄人保護が持っていたとするならば、それは社会福祉的機関としての位置づけが可能である。後者については、「更生」の最終目的を国家の発展や社会安寧に求め、「支援」を展開してきたということであった。

第3章「『更生』の担い手と宗教をめぐる政治性」では、明治中期から後期にかけて、監獄関係者や宗教関係者がどのように監獄での「更生」の担い手である教誨師について議論していたのかを明らかとした。1898(明治31)年に起こった巣鴨監獄教誨師事件からは、「更生」が宗教の政治性に「巻き込まれていく」過程をみる事ができた。「更生」の担い手である教誨師は、宗教者が担っており、教誨は囚人の道徳に訴えかける精神的行為を行い、囚人を「更生」に導く活動である。教誨(師)は、この宗教的活動ゆえに論争に巻き込まれていくことになった。事件以前の議論においては、「更生」効果を議論するものが中心であった。特にその方法について監獄内において宗教を用いた教誨を実施するか否か、また宗教をもちいた教誨を実施する際は、単一の宗教者を採用するか否かについての論争がその中心であった。この論争については、「更生」において、その本質を議論していたといえる。しかし、巣鴨監獄教誨師事件以降については、個人に対する宗教の効果より、国家内における宗教活動の「道具」として教誨(師)が用いられることが多くなっていく。内地雑居や公認教問題など多くの社会背景と絡み合いながら「更生」が語られていくことになるのであった。

第4章「監獄関係雑誌上における出獄人保護をめぐる議論—『人権』と『国民』—」では、『大日本監獄協会雑誌』を中心に扱い、出獄者への「更生」の議論について明らかにした。前章まで取り上げた議論の多くは国家観を含んだり、政治的に「更生」を語られるわけではなかった。しかし、本章で取り上げた監獄関係者の議論からは、その本質について正面から向き合う議論を散見することができた。監獄関係雑誌上における監獄関係者の議論は、その「更生」方法について特に議論がなされて

いた。ただし、その議論でも「良民」つまり「国家の共同体」の創造のための「更生」というロジックが用いられていたことは否めない。

終章では、各章のまとめと、大正時代に誕生する社会事業と明治期の「更生」思想の関わりについて言及をした。以上の4つの章から結論として言えることは、明治期における「更生」の議論は、国家の経済面や社会安寧が常に付随しながら語られていったということである。近代化のために「更生」思想が生まれ、近代化の一部として「更生」が語られていたということである。

II 審査報告

審査委員：主査 宇都 榮子
副査 馬場 純子
副査 後藤 吉彦
副査 本多 創史

審査報告

審査委員会は、提出された学位請求論文を、問題設定の独自性、論理性、史資料取り扱いの妥当性、先行研究への目配り、研究の到達点、社会学並びに社会福祉学界への貢献度、完成度などの観点から審査を行った。またこれまでの履歴や研究業績、さらには口述試験での口頭報告並びに質疑応答をもとに慎重に審査を進めた。

1. 論文審査にいたる経緯

江連崇氏は、名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科を卒業後、専修大学大学院文学研究科社会学専攻の修士課程に入学、修了した。修士論文のタイトルは、「日本における監獄教誨の成立とその展開—制度、教誨師の思想、宗教とのかかわりの検討を中心に—」である。今回提出された博士の学位請求論文は、この修士論文を発展させたものとなっている。

また、同氏はこれまで『専修社会学』『東京社会福祉史研究』『共生と修復』『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』などに5本の学術論文を投稿・受理されている。なかでも『東京社会福祉史研究』第7号に掲載された「巢鴨教誨師事件とその後の仏教界—仏教系新聞雑誌を用いて—」(2013)、『名寄市立大学社会福祉学科研究紀要』3号に掲載された「〈研究ノート〉明治期における更生保護思想—『大日本監獄協会雑誌』からみる更生保護の意義と役割—」(2014)などは、本論文の主要な柱となっており、こうした研究蓄積の上に本学位請求論文が執筆されていることがわかる。『東京社会福祉史研究』は、東京社会福祉史研究会が発行する査読誌であるが本誌掲載論文から学位請求論文への発展を見たものが多く、同誌への論文掲載は江連氏の研究成果が外部的な評価に十分に耐えうるものであることを示している。さらに同氏は、本学位請求論文につながる基本的アイデアについて、社会事業史学会、日本社会福祉学会、地域社会福祉史研究会連絡協議会、東京社会福祉史研究会にお

いて学会報告を行って来た。

こうした経緯を経て、同氏は平成29年9月30日に本論文を学位請求論文として本学に提出するに至った。これまで指導教授を務めてきた宇都榮子が主査、社会福祉学の馬場純子教授、現代文化論の後藤吉彦准教授、外部より社会福祉史、社会思想史専門の本多創史東日本国際大学教授の三方を副査とし審査委員会を構成した。

2. 学位請求論文の内容

本論文は、罪を犯した人に対する「更生」とはいったい何なのか、先行研究のレビューを行ってもこのことがいまだ明確になされていないとの問題視点にたち執筆されたものである。そして、「罪を犯した(元)被収容者の「更生」とはいったい何なのか、何を目的としているのか」、「何をもち「更生した」といえるのか」、これらについての議論の歴史的展開を明らかにすることを研究の目的としている。

序章では、「犯罪白書」や「更生保護法」において罪を犯した人に対してどのような処遇を求めているのか、またそれらの「問題点」について言及し、また、これまでの「更生」に関わる先行研究のレビューを行い、本研究の意義と目的について述べている。

第1章では、近代日本においてなぜ「更生」に国家が力を注いだのかについて言及、その背景にある「近代国家の成立」へ向けた欧米を意識した国家の在り方について、具体的には、明治中期の北海道集治監の実態と、囚人労働の北海道開拓への活用(幹線道路開削、鉱山開発、農地開墾等)について市町村史などを資料とし、過酷な囚人労働の展開について明らかにしている。こうした政策の目的として、①犯罪者を内地から排除して、内地の秩序維持を図る②囚人の労働力によって未開の地の開拓を図る③刑を終えた元囚人たちを北海道にとどめ定住人口の増加を図ることがあったことを明らかにした。

1872(明治5)年制定の監獄則では監獄を囚徒を残虐する所ではなく仁愛する場所と謳っており、人権尊重の考えが窺えたが、囚人労働はこれと相反するものであった。監獄則の理念とその実態を踏まえ、明治期の行刑制度が意味するものについて分析している。その結果、監獄則設立に関わった小原重哉などの一部の法律関係者と金子堅太郎や山縣有朋では監獄や囚人に対する考えに相違があり、「法制度の近代化」も「北海道における囚人による開発」も近代国家成立には必要とされ、囚人に対する考えは対極に位置するものとなったことを明らかにしており、興味深い結論に達している。

第2章では、監獄改良運動や感化実践を展開していく慈善事業家、社会事業家と呼ばれる原胤昭、金原明善、留岡幸助の3名を取り上げ、彼らの「更生」思想について分析を行っている。原胤昭は、自由民権運動への関わりを問題視されての自身の入獄経験や教誨師としての実践などから出獄人保護に尽力した人物であり、留岡幸助も北海道集治監教誨師時代の経験から幼少期の教育の重

要性を感じ、不良少年の更生を行うために家庭学校を設立するなど感化教育を実践した。実業家であった金原明善は、静岡県出獄人保護会社を設立するなど更生保護の先駆者として知られる。原、金原、留岡の3名の「更生」思想に共通する点として以下の2点を挙げる事が可能であるとしている。1つめは、「更生」を個人のみの方で成し遂げることはせず、その環境面への調整を意識していたこと。2つめは、国家や社会の為の「更生」であったことである。前者については、個人と環境面への調整機能を感化教育や出獄人保護が持っていたとするならば、それは社会福祉的機関としての位置づけが可能である。後者については、「更生」の最終目的を国家の発展や社会安寧に求め、「支援」を展開してきたということであった。この二つ目にあげた点について、このことを前面にあげなければならなかった国家との関わりについての検討がなされればさらに内容が深まったのでないかと感じたが、史資料の丁寧な読み込みと分析は評価できるものであった。

第3章では、明治中期から後期にかけて、監獄関係者や宗教関係者による監獄での「更生」の担い手である教誨師についての議論を明らかにしている。1898（明治31）年に起こった巣鴨監獄教誨師事件（キリスト教信者の巣鴨監獄典獄であった有馬四郎助が同監獄在勤中の本願寺派教誨師4名のうち3名に辞職を求め友人のキリスト者留岡幸助をこれに代えようとしたことに端を発する事件）からは、「更生」が宗教の政治性に「巻き込まれていく」過程についてみている。教誨師は、宗教者が担っており、教誨は囚人の道徳に訴えかける精神的行為を行い、囚人を「更生」に導く活動である。教誨（師）は、この宗教的活動ゆえに論争に巻き込まれていくことになった。事件以前の議論においては、「更生」効果を議論するものが中心であった。特にその方法について監獄内において宗教を用いた教誨を実施するか否か、また宗教をもちいた教誨を実施する際は、単一の宗教者を採用するか否かについての論争がその中心であった。この論争については、「更生」において、その本質を議論していたといえる。しかし、巣鴨監獄教誨師事件以降については、個人に対する宗教の効果より、国内における宗教活動の「道具」として教誨（師）が用いられることが多くなっていく。内地雑居や公認教問題など多くの社会背景と絡み合いながら「更生」が語られていくことになったことが明らかにされた。

第4章では、『大日本監獄協会雑誌』を中心に扱い、出獄者への「更生」の議論について明らかにしている。前章まで取り上げた議論の多くは国家観を含んだり、政治的に「更生」を語られるわけではなかったが、本章で取り上げた監獄関係者の議論からは、その本質について正面から向き合う議論を散見できた。監獄関係雑誌上における監獄関係者の議論は、その「更生」方法について特に議論がなされていた。ただし、その議論でも「良

民」つまり「国家の共同体」の創造のための「更生」という論理が用いられていたことを指摘している。

終章において、各章のまとめと、大正時代に誕生する社会事業と明治期の「更生」思想の関わりについて言及を試みている。そして、本論文で取り上げた4つの章からの結論として、明治期における「更生」の議論は、国家の経済面や社会安寧が常に付随しながら語られていったということが明らかになったとし、近代化のために「更生」思想が生まれ、近代化の一部として「更生」が語られていったと結論付けている。「更生」とは何かについての分析結果について今少し言及されれば更に中身が深まったと思われるが、こうしたことを更に検討していくにふさわしい研究結果まで到達できており今後の研究の発展が期待される内容となった。

3. 口述試験

口述試験は平成29年11月21日に4審査委員に加えて、文学研究科社会学専攻の教員立会いの下に行われた。

論文の概略についての江連氏からの口頭報告ののち、各委員からコメントと質問がなされたが、いずれの質問に対しても同氏は的確かつ誠実に回答を行なった。

口述試験終了後、審査委員会は最終審査のための会議を開催し、可否を検討した。

4. 審査委員の評価

前述したように、問題設定の独自性、史資料を用いての丁寧な検討、先行研究への目配り、研究の到達点、さらなる研究の発展性が感じられるとの評価を得た。

以上、審査の結果、江連崇氏から提出された学位請求論文「明治日本における更生思想—監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐる—」は、博士の学位を授与するに値する論文であると判定した。

Ⅲ 学位授与要記

一、氏名	江連 崇
二、学位の種類	博士（社会学）
三、学位記番号	博社甲第八号
四、学位授与の条件	学位規則第四条第一項該
五、授与年月日	平成三十年三月二十二日
六、学位請求論文題目	明治日本における更生思想—監獄改良・出獄人保護・教誨をめぐる—
七、審査委員	主査 専修大学人間科学部 教授 宇都 榮子 副査 専修大学人間科学部 教授 馬場 純子 副査 専修大学人間科学部 准教授 後藤 吉彦 副査 東日本国際大学福祉環境学部 教授 本多 創史